

開催年月日 令和3年5月11日(火)  
 質問者 共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 保健福祉部長 三瓶 徹  
 看護政策担当課長 田原 良英

質問内容	答弁内容
<p><b>一 道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応について</b>                      今回の江差高等看護学院の問題ですけれども、道の一連の対応については、学生や保護者の方々からも非常に厳しい声があがっていることは認識しております。「江差高等看護学院の正常化を求める父母の会」が知事あてに要請書も出しております。一刻も早い解決を求めるという立場から、質問させていただきます。</p> <p><b>(一) 道による事態の把握について</b>  <b>1 昨年9月のハラスメントの訴えに対する対応について</b>                      昨年9月に、道本庁にハラスメントに関する電話があり、学院に口頭で指導を行ったとのことですが、この時点で、道本庁が問題意識をもって解決に乗り出すべきだったと私は考えております。口頭指導を直接受けたのは、学院側の誰ですか。指導の結果について、追跡調査・検証されましたか。伺います。</p> <p><b>2 今年1月の対応について</b>                      まず、電話を受けたのは副学院長だったということと、それから、その後の追跡調査はされていないということでありました。そして、今年の1月になって、複数の電話や手紙での訴えがあったということでもあります。なぜ、すぐに対応しないで、聞き取り調査が3月になったということですが、対応が遅くなって不適切であったという認識はあるのか、伺います。</p> <p>私は、国家試験は重要なものと思いますよ。しかし、今回は、それで対応が遅くなったと。結果的に、理由は何であれ、対応が遅くなったということで、問題をますます重大なものにしていったというふうに考えております。</p> <p><b>3 退学率についての認識と対応</b>                      次に、先ほど指摘もありましたが、中退する学生のことですけれども、他の高等看護学校と比べて、中退する生徒の割合について、どのような割合になっていますか。道として問題意識は持っているんですか、いないんですか。今回のハラスメント告発の電話や手紙が来る以前に、中退者が多いことについて問題意識を持って、立ち入った調査や分析を行ってれば、自律的に解決に向かうことができたのではないかと思いますけれども、いかがですか。</p>	<p><b>【看護政策担当課長】</b>                      ハラスメントの訴えへの対応についてでございますが、昨年9月、当課宛てに、匿名で教員の言葉による暴力について、電話が寄せられました際、教員の統括である副学院長に対し、聞き取りを行った上で、発言等に注意して学生に対応するよう、指導を行ったところでございます。なお、学院に対しては、機会あるごとに指導を行っておりますが、この事案では、ハラスメントの当事者が不明であったことから、9月にいただいたお電話に関しての追跡調査等を行うことは、困難でございました。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b>                      本年1月の対応についてであります。1月以降、学生や保護者等からハラスメントの情報があつた際には、都度、学院に対して、事実確認とともに必要な指導を行っていたところであります。また、学生及び教職員からの聞き取り調査については、調査の実施により、学内全体に動揺が広がるのが懸念され、学生の皆さんの将来を左右する国家試験等の時期は避ける必要があるとの考えの下、3月に実施したものであります。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b>                      退学者の割合についてであります。道立高等看護学院4校のうち3年課程の旭川高看、紋別高看、江差高看における直近5年間の各4月1日現在の在学学生数に対する退学者の割合を見ると、順に、約3.5%、約5.7%、約9.3%となっており、江差高看については、国家資格の取得を目的とする高等教育機関として、入学制度や運営のあり方などの見直しが必要と考えております。なお、退学に至る経緯については様々であり、学業不振や進路変更が主な理由となっておりますが、引き続き、今後の意向を伺うなどしながら、調査を進めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>再－3</b></p> <p>学業不振や進路変更が主な理由という答弁でしたが、学業不振とおっしゃいますが、学院の問題で学業に集中できない環境を作ってきたからなんじゃないですか。先ほどの答弁にあったでしょ。学院の問題で、学業に集中できない環境があったと。だから学業不振が作られてきたということなんじゃないですか。進路変更は、その結果なんじゃないですか。私は、そう考えますがね。個々の学業不振や進路変更が理由となって中退というだけでなく、それは一人一人が退学するんですから、一人一人理由があるでしょう。しかし、その割合が高いということについて、学院運営に問題はないのかと。そういう認識にはなっていないのかと。そういう認識にはなっていないのかと。退学は一人一人ですよ。しかし、それが多いいところ、これはおかしいとか、何かあるんじゃないとか、運営に問題は無いんだろうか、そういう問題意識はなかったんですか。問題意識があれば、その時点で、解決にいかたかどうかわかりませんよ。しかし、立ち入った調査ができていたんじゃないですか。そうすれば、問題の一端でもつかむことができていたのかもしれない。私は、退学者が多いのがはっきり数字で現れているながら、そこに問題意識をもって立ち入った調査ができていないと。そこにも問題があったというふうに思いますけれども、自律的解決ができていたはずではないですか。見解を伺います。</p> <p>わかっただけでないようなので、申し上げますけれども、一人一人の対応が、退学する人がいたら、その場合の対応は、事情を聞くとか、慰留をするとか、そういうことはあると思うんですよ。</p> <p>しかし、私が先ほどから言っているのは、一人一人そういう対応があったとしても、問題は、全体として退学者が多い。つまり、そこで学院内で起きていた問題が現れてるんじゃないかと。そういう捉え方ができなかったのか、ということなんです。退学率の高さ等に鋭敏に反応して、深く調査することがなかったという今までの経過が、今の答弁に現れていると思うんです。こうしたことについては、今後の課題として、しっかり受け止めていただきたいと思えます。</p> <p><b>4 教員集団からの問題提起の有無について</b></p> <p>今回、6人の教員の方が問題となっているようですが、学院内で学生に対する人格を否定するような言動が教員から行われていたとするならば、他の教員はそのことを認識していたのではないかと考えられます。</p> <p>学院内で、教員としてどうあるべきか、相互に批判するとか、指摘をするとか、あるいは必要によっては、道本庁へ告発するとかいうのが、私は、健全な教員集団のあり方ではないかというふうに考えるんです。見て見ぬふりはあってはならないと考えますけれども、現実はどういうものだったと考えておられますか。</p>	<p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>退学届を提出された方への対応についてでございますが、退学に際しては、ご本人のお考えはもとより、保護者の方のご意向も確認するなどしながら、決断の経緯や、その後の進路等についてお聞きをした上で、迷いが見られる場合には、結論を急がず、慰留などをしてきたところでございますが、結果として、看護師への道を断念し、退学に至っている方がいらっしゃったことから、今後、保健・医療・福祉分野の有識者の方々にご議論いただき、学院の運営などにつきまして、必要な見直しを行ってまいります。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>教員からの問題提起についてでございますが、3月18日に実施した教員からの聞き取り調査の中では、「職員は自由に意見を言える環境である」などの意見があった一方で、「学生とのコミュニケーションが不足している」、「職員間の連携がとれていない」などの意見も聞かれたところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>再－４</b>  今の答弁を聞く限りは、答弁に聞く範囲ですよ、パワハラに関する問題意識を持っている教員はいなかったかのように思われました。本当にそうだったのでしょか。私は、疑問が残ると思っています。報道によれば、6人もの教員がパワハラを行っていたとのことですが、教員全体でそれに気がついていなかったのでしょうか。異常なことと感じてはいなかったのでしょうか。気がついて問題意識を持っていても、それを口にすることができなかったのか。気まずくなるようなことを言えなかったのか。そういうことじゃないんでしょうか。それは、教員が集団として成長していくことを阻害することになると思います。</p> <p>今回のことについて、教員も深く自己分析をすることが学院を変えていく力になると考えますけれども、いかがですか。</p> <p>さらに解決に向けた検討をしていくということでもあります。</p> <p><b>(二) 調査とパワハラの認定について</b>  <b>１ パワハラ認定の時期について</b>  パワハラが行われたという認定をされていますか。</p> <p>また、されているのであれば、どういう事実から認定しましたか。</p> <p><b>２ パワハラの訴えから調査までの空白期間について</b>  まだパワハラの認定には至っていないということですね。昨年9月にも最初の訴えがあった。今年1月以降については、繰り返しあった。しかし、調査に入ったのは、3月17日、18日だった。なぜ、空白期間ができたのか。この調査に入ったのは、どういう判断からですか。</p> <p>また、総務部人事課にこの問題を報告したのはいつですか。</p> <p>その、人事課に報告したのは、3月29日ということですね。遅いんですよ。</p>	<p><b>【看護政策担当課長】</b>  教員の問題意識についてでございますが、教員の指導上の悩みや問題意識などにつきましては、他の道立高看も含めた教員同士はもとより、医務薬務課とも相談するほか、北海道看護教育施設協議会の場なども活用させていただき、意見交換してきたところではございますが、さらに、その解決に向けた検討を行っていくべきであったと考えております。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b>  ハラスメントの認定についてでございますが、道としては3月に実施した聞き取り調査の結果も踏まえ、ハラスメントが疑われる事案として認識はしておりますが、その認否については、第三者による調査の結果を待って判断すべきものと考えてございます。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b>  調査の時期についてでございますが、さきほども答弁させていただいたとおり、学生や保護者等からの情報があつた際には、都度、学院に対しまして、事実確認とともに、必要な指導を行つていたところでもあります。</p> <p>また、学生及び職員への聞き取り調査の実施に当たっては、国家試験等の時期にも配慮したところでもあります。</p> <p>なお、江差高看の事案に係る人事課への報告については、担当課において、現地での聞き取り調査を行うなど、事案の精査に向けて動き出した旨、3月29日に第一報を入れております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(三) 教員への対応について</b></p> <p><b>1 パワハラ担当者について</b></p> <p>学院で、自浄能力を発揮して、パワハラの解決に向かうためには、学院内でパワハラ問題を担当する方がいたのか、それが問題ですけれども、それが誰だったのか伺います。</p> <p>副学院長がパワハラ担当だったということですね。今後についてはスクールカウンセラーなどの改善を図るということでありましたが、改善されてなきゃならなかったんですよ。その以前に。</p> <p><b>2 学生と引き離すことについて</b></p> <p>問題があると道庁に伝わったときは、その調査結果を待たずして、まず、パワハラ加害者側と被害者側を引き離して、パワハラを継続させないことが重要であると。この点についてのお考え、初動のあり方について伺います。</p> <p>実際に、パワハラを行なったと指摘されている複数の教員が教壇から降りたのはそれぞれいつの時期でしたか。</p> <p>直ちに引き離すべきだったと思います。</p> <p><b>3 教員の所在する環境について</b></p> <p>通常、調査対象とされた複数の人が現場から離れた場合、いわゆる口裏合わせを行わないよう、別の部屋で過ごすと思いますけれども、人権に配慮することと合わせて、調査に支障を来さないようにするために、どのような過ごし方をされているのか、お互いに接触できない環境にあるのか伺います。</p> <p>まず、パワハラ被害者側と加害者側を引き離すことが遅かったということを指摘しました。引き離した後はどうだったか。同じ部屋にいと。これらについてはすべて再検討が必要だと思いますので、ぜひ真剣に考えていただきたいと思います。</p>	<p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>ハラスメントに関する相談窓口についてではありますが、教職員間のハラスメントに係る相談窓口については、パワー・ハラスメントの防止等に関する指針に基づき、江差高看においては、昨年度までは副学院長及び事務長を、今年度からは事務長を相談員として指定しているほか、保健福祉部や振興局に配置した相談員にも相談できる体制となっております。</p> <p>また、学生の勉強面や生活面、あるいはハラスメント等についての悩みごとなどについては、主に、学年担当教員が相談担当となっているほか、今月からは、スクールカウンセラーによる相談も行っております。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>ハラスメントが疑われる教員への対応についてでございますが、ハラスメントの情報を頂いた当初は、学院に事実確認を行った結果、当事者が不明のものや、直ちにハラスメントとは断定できないものもありましたが、必要な指導を行った上で、引き続き、学生に対する授業を行っていたところでございます。</p> <p>また、新学期の初日である4月7日から順次、ハラスメントの疑いのある教員は、当事者である学生の授業を行わないこととし、4月19日以降は、関係教員全員の授業について、代替措置をとっているところでございます。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>教員の執務環境についてでございますが、江差高看の現場では、限られた人員の中で、ハラスメントが疑われる教員の授業の代替措置が講じられておりますが、既存のカリキュラムに遅れが生じないようにするためには、現に授業を行っていない教員を含めた教員間相互の連携が必要でありますことから、基本的には、全ての教員が教務室において執務をとっているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(四) 学生・保護者らへの対応について</b></p> <p><b>1 謝罪について</b></p> <p>道が行った教員からの聞き取り調査では、「普段からのコミュニケーション不足」を繰り返していますけれども、学生や保護者からの訴えでは、始末書や反省文を30枚以上も書かせたり、出し直しを3か月以上に渡って繰り返させたという報道もあります。</p> <p>こういった問題は「コミュニケーション不足」というような問題ではない。「コミュニケーション不足」と言うと双方に問題があるかのように感じますけれども、江差高看での問題は明らかに教員側の問題ではないですか。見解を伺います。</p> <p>教育の場において、若者の人格を傷つけ、心に癒やしがたい傷を負わせたことについて、事実であるなら、問題となった教員自身が学生や保護者に謝罪すべきであります。</p> <p>また、保健福祉部長として学生、保護者に謝罪が必要ではないですか。伺います。</p> <p><b>2 学生・退学者等への救済措置について</b></p> <p>看護師として生きていこうとする夢も希望も奪い去ったということは、どんな口実をもってしても許されません。</p> <p>また、学校を中退した原因が教員によるパワハラであるなら、道として責任をとるべきではないかと思えます。</p> <p>ただちに救済措置をとるべきですけれども、その考えについて伺います。</p> <p>必要な対応ということであります。不本意に辞めた人もいるはずですから、ぜひ十分な救済を行っていただきたいと申し上げておきたいと思えます。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>現段階での見解についてでございますが、ハラスメントが疑われる教員につきましては、今後実施される第三者による調査の結果を踏まえまして、必要な対応をすべきものと考えてございまして、事実関係の調査が終了していない現段階での見解は差し控えていただきます。</p> <p>また、ハラスメントに関する様々な訴えをいただいている中、現時点で、不安を払拭できていない状況にあることにつきましては、学生や保護者の皆様方に対しまして、心より、お詫び申し上げます。</p> <p><b>【看護政策担当課長】</b></p> <p>退学者等への救済措置についてありますが、3月に行った聞き取り調査に加え、当課において、直接相談できる旨を周知してきたほか、今後、退学された方を含め、道立各高看の学生の皆さんのご意見も伺いながら、第三者による調査も実施し、ハラスメントの事実関係を確認した上で、退学に至った因果関係の確認を行い、必要な対応を行ってまいります。</p>
<p><b>(五) 江差高看の信頼回復に向けた取り組みについて</b></p> <p>父母の会は、4月9日付けの要請文で「教員と学生との信頼関係が崩れた教育現場では、今のままの教員体制で学業を継続するというのはもう無理です」と訴えています。</p> <p>この訴えをしっかりと受け止めて、学院の問題、道の対応について問題のあったことは正していくという姿勢をはっきりと示すこと、また、学生、保護者ととも今後の学院の目指す方向をつくっていく改革を押し進めるべきであります。部長の見解を伺います。</p> <p>わかりました。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>今後の取組についてでございますが、地域医療を担う看護師の養成施設である江差高等看護学院の学生の皆様が、現在学業に集中できない現状にあることについて、道として、私として、大変重く受け止めております。</p> <p>このため、道では、これまでの学生や教員などに対する聞き取り調査などに加えまして、今後、第三者による調査を実施し、ハラスメントの事実関係を確認した上で必要な対応を行うほか、「江差高看通信」の発行や、面談機会の充実などを通じまして、透明性の高い学院運営に努めますとともに、保健・医療・福祉分野の専門家・有識者の方々からご意見も伺いながら、ハラスメント等の事案に迅速に対応できる体制や学院生活全般にわたりまして相談できる環境を確保するなどして、学生に寄り添いました学院の運営が行われますよう、取り組んでまいります。</p>